

# 標準報酬月額改定届書 (特例改定用)

右記①は、新型コロナウイルス感染症の影響で学校法人等の命による休業に伴い、2等級以上の減額があり、加入者が減額改定を希望した場合の特例改定を行うための記入例です。

右記②は、休業が回復した月の標準報酬月額が特例改定で改定した標準報酬月額より2等級以上上がった場合の記入例です。

## ■提出上の注意

1. 特例改定を希望する場合には、以下のすべてに該当することが必要です。

・学校法人等が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、報酬が著しく低下した月（以下「急減月」という。）が生じたものであること。

・急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が従前の等級より2等級以上低下していること。

・特例改定により改定することについて加入者が書面により同意していること。

・急減月及びその前2か月において、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（短時間労働加入者にあつては11日以上）であること（本特例改定では、報酬の支給の有無にかかわらず、学校法人等からの自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は日数に含む）。

2. 休業回復時の改定は、固定的給与の変動の有無にかかわらず、2等級上がったならば提出が必要です（令和5年8月改定まで）。

## ■その他

1 急減月又は回復した月の1か月の報酬を用いてその翌月分の掛金等から標準報酬月額を改定します。

2 特例改定の提出期限は、急減月により異なります。私学共済HP等に掲載していますので、必ず確認の上、期日までに提出してください。

3 ①の特例改定の届出を行う際には、特例改定用の申立書・同意書の添付が必要です（私学共済ホームページからダウンロードしてください）。

# 標準報酬月額改定届書（特例改定用）

下記のとおり届けます。

令和 4年 10月 15日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

特例

21110	学校記号番号		
	県コード	学種	学校番号
	1	3A	9999

学校法人等所在地	郵便番号 113-9999 東京都文京区湯島5-1-7		
学校法人等名	学校法人 湯島学園		
代表者名	理事長 湯島 一郎		
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	市外局番	局番	番 号
	03	3813	5 3 2 1
担当者氏名			

個人番号	加入者氏名	生年月日	改定前の標準報酬 等級 月額	算定基礎月	通常・短時間の区分 (該当する番号に○)	報酬月額				改定事由 (該当する番号を○で囲んでください)	※ 内週 発及
						基本的給与 基本給 扶養手当 通勤手当等	非固定的給与 超過勤務手当 宿日直手当 研究費等	合計	平均額		
	① 99999 私学太郎	050709	0409	01	○ 1. 通常 (17日以上有) 2. 短時間 (11日以上有)	180,000	0	0	180,000	1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 ③ (特例改定)	
					○ 1. 通常 (17日以上有) 2. 短時間 (11日以上有)					1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 ( )	
					1. 通常 (17日以上有) 2. 短時間 (11日以上有)					1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 ( )	
					1. 通常 (17日以上有) 2. 短時間 (11日以上有)					1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 ( )	
	② 99999 私学太郎	050709	0411	01	○ 1. 通常 (17日以上有) 2. 短時間 (11日以上有)	380,000	0	0	380,000	1. 固定的給与の変動 2. 給与体系の変更 3. その他 ③ (休業回復)	

急減月を記入

回復した月を記入

- 通常・短時間の区分欄は、通常の加入者は1、短時間労働加入者は2に○をしてください。また、届け出る算定基礎月の全てにおいて支払基礎日数が17日以上（短時間労働加入者にあつては11日以上）あることを確認してください（所定日数に満たない場合は標準報酬月額改定の対象となりません）。
- 報酬月額の「平均額」欄は、1月目・2月目及び3月目の報酬の合計額を3で除して得た額を記入してください。
- ※欄は記入しないでください。

私学事業団受付印